

広島県告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を北広島町役場及び安芸高田市役所の掲示場に掲示した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の三、六〇の九	伊屋ヶ迫徳市
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の四	松坂省三
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の一、六〇の一三	前梅夫
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の一七	梅田勇三
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の一九	西一雄
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の二四	梅田村男
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の八六、六〇の八八	森本昭治
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の九五、六〇の一五八、六〇の一六〇	坂本安正
山県郡北広島町苅屋形字水越六〇の一二五、六〇の一二六	中田繞
山県郡北広島町苅屋形字水越九九の二九	平田弘
山県郡北広島町苅屋形字水越九九の三二	岸昭文、越智孝景、栗原房夫
山県郡北広島町上石字大草四三三	藤浦松太
山県郡北広島町上石字大草四三七の一から四三七の三までの五	小田定子
山県郡北広島町上石字大草四四三	山田信男
山県郡北広島町上石字大草四四二の二四	大石平次
山県郡北広島町上石字鑪ヶ谷四六〇、四八一、四九八	小田定子
山県郡北広島町上石字鑪ヶ谷四七三	田中都作
山県郡北広島町上石字鑪ヶ谷四八七、五〇九の一、五〇九の五	石津千里
山県郡北広島町上石字空山五一九	友田フイコ
山県郡北広島町上石字空山五三六	石津千里
山県郡北広島町上石字空山五四〇の二	藤浦重人
山県郡北広島町上石字空山五四〇の四二	石田玉代
山県郡北広島町岩戸字原釜一四八一、一四九〇	川越美富子
山県郡北広島町岩戸字原釜一四九六	村上庄助
山県郡北広島町岩戸字原釜一四九七	郷田亀太郎
山県郡北広島町岩戸字原釜一五一五	佐々木助一、佐々木嘉右エ門、佐々木新平、佐々木與八
山県郡北広島町岩戸字下向一五三二、一五五九の一、一五五九の二	面要藏、森長長兵衛、大前忠藏、中島清三郎、田村ユウ
山県郡北広島町岩戸字下向一五五四	温田仁助
山県郡北広島町岩戸字下向一五六一	佐々木利平
山県郡北広島町岩戸字下向一六一一	埴田鹿藏
山県郡北広島町岩戸字時雨一六二四	面登助
山県郡北広島町岩戸字時雨一六二四	面登助
山県郡北広島町岩戸字時雨一六五五の二	面要藏

山県郡北広島町岩戸字時雨一六六七
 山県郡北広島町岩戸字時雨一六七一
 山県郡北広島町岩戸字時雨一六七九
 山県郡北広島町岩戸字北野一七〇一の二、一七〇一の二
 山県郡北広島町岩戸字北野一七〇六の二
 山県郡北広島町岩戸字北野一七一〇
 山県郡北広島町岩戸字北野一七二四
 山県郡北広島町岩戸字北野一七三〇
 山県郡北広島町岩戸字北野一七五四
 山県郡北広島町岩戸字北野一七五五
 山県郡北広島町岩戸字北野一七六二、一七六四、一七六五、一七七二の二、一七八四から一七八六まで、一七八八、一七八九
 山県郡北広島町岩戸字北野一七六三
 山県郡北広島町岩戸字北野一七六八の二、一七七七の二
 山県郡北広島町岩戸字北野一七七一の二、一七七一の二
 山県郡北広島町岩戸字北野一七七四
 山県郡北広島町岩戸字北野一七七六
 山県郡北広島町岩戸字日光山一八二四の二
 山県郡北広島町岩戸字日光山一八二八の二から一八二八の三まで、一八五五、一八五七
 山県郡北広島町岩戸字日光山一八三四の二、一八三四の二
 山県郡北広島町岩戸字日光山一八五四の二
 山県郡北広島町岩戸字日光山一八七九
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の一〇、三三五六の二、三三七七、三四〇五
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の二、三三九二、三三九七
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の一七、三三五六の二四
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の二九
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の三三
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三五六の三八
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三六二
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三六九
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三八一、三四〇三
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三三九四
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三四一〇
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三四一三の三
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三四一三の四、三四一三の六
 山県郡北広島町戸谷字鍛原三四一三の五
 山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の一、五三五三の二、五三五三の七八、五三五三の八〇、五三五三の一一八、五三五三の一二七、五三五三の三四五、五三五三の三四九、五三五三の四五二、五三五三の四五三
 山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の一一三
 山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の一七、五三五三の七五、五三五三の八六、五三五三の九一、五三五三の九三、五三五三の一一三、五三五三の一一五、五三五三の一九、五三五三の二三四、五三五三の二四六、五三五三の二五〇、五三五三の二五一、五三五三の二九八

鈴木タケ
 伊藤本藏
 佐々木利平
 村上伊平
 福島克太
 安藝國宗徳教社
 田尻昌和
 多田関太郎
 高藤三男
 堀川幸二郎
 中島講時
 鈴木ヨシ
 日高敏子
 六信正三
 佐伯象藏
 島田次三郎
 下田里香
 田尻寿尚
 千石孝
 岩井恒登
 佐伯浪吉
 丸本桑次郎
 上本初義
 空藤三
 篠部幸子
 原田ヲタカ
 上森一弘
 新田ナツエ
 見田伊助
 上本政一
 丸本義三
 丸本砂市
 橋垣マトエ
 笹谷一士
 中野吏七
 聖尻秀明
 隅田ユキコ
 池永兵造

山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の五九、五三五三の六六、五三五三の六七、五三五三の二〇七、五三五三の二〇八、五三五三の二四三、五三五三の二七〇、五三五三の二七三、五三五三の二八九	稲垣宏
山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の二四九、五三五三の二五〇	小切洋一
山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の二七四、五三五三の二七五	森川美智代
安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇二一の一、一〇二一の二	上岡政夫
安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇二三、一〇三二の一、一〇三八	西田一好
安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇三二の四	高谷力
安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇三二の六	沖田治郎
安芸高田市美土里町桑田字大津助一〇五三の一、一〇五三の二	高杉序三郎
安芸高田市美土里町桑田字大釜一一〇九の一	島堀操八
安芸高田市美土里町桑田字大釜一一一〇	高杉序三郎
安芸高田市美土里町桑田字大釜一一一七の二	西田一好

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について